



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F

TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017

<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.122

5月号

第62回理事会を開催

4月14日(木)午後2時から、宇都宮市のとちぎ福祉プラザ会議室において第62回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事19名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 役員の改選について

新たな役員候補者原案を5月に開催予定の第11回定時社員総会に提案することになりました。

2. 第11回定時社員総会の議案書

定時社員総会に上程予定の諸議案及び議案書等について、原案のとおり定時社員総会に付議することが決定しました。

3. 第11回定時社員総会の開催及び役割分担

5月19日(木)15時～、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにて開催が決定しました。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席者は昨年同様に議決権のある1社1名とし、来賓は招待せず、表彰式、懇親会も取り止めることとなりました。

4. 新規加入会員の承認

賛助会員1社(株式会社日本トリム)の加入申込みについて承認されました。

【報告事項】

1. 令和4年度許可申請等に関する講習会

今年度の講習会概要及び栃木会場の日程について説明したほか、昨年度に引き続き、協会独自事業としてパソコン操作が苦手な方やWeb環境が整っていない方などを対象に、講習会の申込受付や講義動画の視聴について支援を行うことを報告しました。

2. 令和4年度栃木県及び宇都宮市の産業廃棄物担当者職員

今年度の栃木県及び宇都宮市の産業廃棄物担当者職員について報告しました。

3. 会員の異動

入会した会員について説明を行い、4月7日現在の正会員は195社、賛助会員は22社、合計217社であることを報告しました。

4. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

5. 当協会青年部 活動報告

直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

新規加入会員紹介【賛助会員1社】

○株式会社日本トリム 宇都宮営業所長 佐藤 朋永

栃木県宇都宮市東宿郷2-2-1 ビッグ・ビースクエア2F

TEL 028-612-5420 FAX 028-612-5425

【業種】サービス業(整水器販売)

令和4年度（第18期生）産業廃棄物処理業経営塾 塾生募集

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、産業廃棄物処理の中核的な担い手になると思われる企業の経営責任者や将来の幹部候補職員を対象として、広域な知識、見識が求められる産業廃棄物の処理業の経営について、全国の水準を高める役割を担う人材を育成することを目的に「令和4年度 第18期産業廃棄物処理業経営塾」を開講することとなりました。申込みを希望する方は、産業廃棄物処理事業振興財団のホームページから所定の入塾願書をダウンロードするか、当協会にパンフレットが置いてありますので御連絡ください。TEL 028-612-8016

1. 日程 令和4年6月～令和5年1月（8か月間）
2. 講義時間期 10時30分～16時（通常時間）
3. 講義数 25講義 + 合宿研修（2回）+ 施設見学
4. 会場 【講義会場】公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団内 会議室
東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階
【合宿研修】○夏季合宿研修 ホテルプラザオーサカ
大阪府大阪市淀川区新北野1-9-15 TEL06-6303-1000
○秋季合宿研修 クロス・エーブ梅田
大阪府大阪市北区神山町1-12 TEL06-6312-3200
5. 受講料 55万円（税込）（受講料にはテキスト代、合宿研修費等が含まれています）
6. 応募締切 令和4年5月25日（水）

【お問い合わせ・願書提出先】

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 TEL03-4355-0155 <https://www.sanpainer.or.jp>

廃棄物処理施設技術管理者講習について

一般財団法人日本環境衛生センターが実施している「廃棄物処理施設技術管理者講習」の受講申込書が当協会にございますので、受講される方は御連絡ください。TEL028-612-8016

【基礎・管理課程】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第17条第1項第4号に対応した講習です。技術管理者を設置される施設または事業場の種類(類型)に応じてコースを選択していただきます。

《受講対象》

年令20歳以上の方は、どなたでも受講できます。

《受講コース》

ごみ処理施設コース、し尿・汚泥再生処理施設コース、産業廃棄物中間処理施設コース、産業廃棄物焼却施設コース、最終処分場コース、破碎・リサイクル施設コース、有機性廃棄物資源化施設コース

【管理課程】

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環第96号」（平成12年12月28日）に対応する講習です。

《受講対象》

学歴等に応じた実務経験（「廃棄物処理法」施行規則第17条第1項第1～3号に該当する技術管理者の資格要件）が必要です。

《受講コース》

ごみ処理施設コース、し尿・汚泥再生処理施設コース、産業廃棄物中間処理施設コース、産業廃棄物焼却施設コース、最終処分場コース、破碎・リサイクル施設コース、有機性廃棄物資源化施設コース、

【お問い合わせ】（一財）日本環境衛生センター 東日本支局研修事業部 TEL044-288-4919

～協会ニュース～

《許可申請等に関する講習会》 当協会で受講申込み及び講義動画が視聴できます！

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施している令和4年度許可申請等に関する講習会は、令和3年度に引き続き、事前にパソコンで講義動画を視聴して受講し、会場で試験を受ける2段階形式のオンライン型講習会となります。

そこで、当協会では、パソコンをお持ちではない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申込みや講義動画の視聴について御支援いたします。当協会への別途負担はございません。（講習会の受講料のみ）

是非、御相談ください。TEL028-612-8016

【受講申し込みから、受験までの流れ】

- ・受講の申し込みは、事前に当協会に御連絡後来所していただき、受講申込みを行います。
- ・申し込みを行うと、送付先住所にテキストが届きますので、テキストを持参し栃木県立美術館普及分館会議室にてパソコンで「講義動画」を視聴していただきます。
- ・試験日に、会場である「コンセーレ」に行き、受験していただきます。

■令和4年度栃木会場の試験日程

試験会場：コンセーレ 大ホール（1F）宇都宮市駒生1-1-6 TEL028-624-1417

○【新規】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和4年6月30日（木）	13:30	75	25,300円
令和4年9月1日（木）	9:50	75	25,300円
令和5年1月24日（火）	13:30	75	25,300円

○【更新】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和4年6月30日（木）	9:50	75	16,500円
令和4年7月1日（金）	13:30	75	16,500円
令和4年9月2日（金）	13:30	75	16,500円
令和5年1月24日（火）	9:50	75	16,500円
令和5年1月25日（水）	13:30	75	16,500円
令和5年1月26日（木）	9:50	75	16,500円

○【更新】産業廃棄物の処分課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和5年9月1日（木）	13:30	50	20,900円 *33,000円

*収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合

○特別管理産業廃棄物管理責任者

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和4年7月1日（金）	9:50	75	13,200円
令和4年9月2日（金）	9:50	75	13,200円
令和5年1月25日（水）	9:50	75	13,200円

～会社訪問～

《会社訪問》

今回も、青年部から渡邊部員の株式会社日本オイルサービスに訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社日本オイルサービス 代表取締役 沼尾 貞亮

住 所：栃木県宇都宮市砥上町 278 番地 4

TEL 028-648-4393 FAX 028-648-9826 ホームページ <http://www.josplant-inc.com>

創 業：昭和 50 年 11 月 従業員 15 人

2 許可の取得状況

- ・産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）
　　栃木県(00900002891)　茨城県(00801002891)　群馬県(0100002891)　埼玉県(01105002891)
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）
　　栃木県(00950002891)　茨城県(00851002891)　埼玉県(01150002891)
- ・古物商許可（第 411010002008）
- ・建設業の許可（栃木県 般-2 第 17325 号）

《主な認定・認証取得》

- ・ISO9001, ISO14001
- ・危険物定期点検事業認定（第 09004 号）
- ・第一種フロン類充填回収業者登録（栃木県 第 1-259 号）
- ・宇都宮市防災協力事業所登録

3 会社概要

弊社は「環境保全とエンジニアリングの融合を目指して」を目標に、創業から47年を迎えました。産業構造の変化と共に各種タンクやプラント設備の清掃検査業務から始まり、現在は危険物・各プラント・空調設備の調査研究から設計施工並びにメンテナンス、産業廃棄物の収集運搬まで一貫した業務を行っています。その他原料や溶剤等のケミカルタンク関係、オイルトラップ等の清掃、流出油の回収作業など多くの実績とデータの蓄積があります。

4 会社からひと言

最近は、ますます産業の多様化と共にお客様の要求内容が複雑化しています。弊社は、これまでの経験と技術の蓄積を生かし、お客様の要求に対応し、安全で正確な仕事の提供を心掛けています。危険な仕事や汚れる仕事などに対しても各種の機材機器や知恵を生かし、さらに「三方良し」の精神で仕事に邁進しています。



本社事務所



作業車両駐車場

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は建設系廃棄物の処理施設についてでしたね。では、さっそく確認していきましょう。

宿題Q、次のうち、法第15条の産業廃棄物処理施設に該当するものはどれか。

- (1)ビルの解体工事時に発生するコンクリートの破碎施設であって、1日あたりの処理能力が100tを超えるもの。
- (2)ビルの解体工事時に分別されて搬出された鉄骨の切断施設であって、1日あたりの処理能力が100tを超えるもの。
- (3)家の解体工事時に分別されて搬出された木くずの破碎施設であって、1日あたり6時間稼動で3t処理できるもの。
- (4)家の解体工事時に分別されて搬出されたガラスの破碎施設であって、1日あたりの処理能力が100tを超えるもの。
- (5)製鋼工場から発生する還元スラグの破碎施設であって、1日あたりの処理能力が1,000tを超えるもの。

【解説】

(1)は、がれき類で法第15条の産業廃棄物処理施設に該当する。(2)は金属くず、(4)はガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、(5)は鉱さいであるため廃棄物の種類が対象外である。(3)は規模未満の木くずの破碎。

正解 (1)

(3)について補則解説。処理施設の「能力」については次の通知があるんです。

法第15条の施設の処理能力については、「施設が標準時間に処理できる廃棄物の量をもって表すもので、いわゆる施設の公称能力である。したがって、例えば1日の標準運転時間が8時間のものは、1時間あたりの処理能力の8時間分をもって表す」(昭和46年10月25日環整第45号厚生省通知)。さらに「実稼動時間が1日あたり8時間に達しない場合には、稼動時間を8時間とした場合の定格標準能力とする」(昭和52年11月5日環産第59号厚生省通知の問19)とあります。となると(3)は6時間で3トン。これを8時間に換算すると、 $3 \div 6 \times 8 = 4$ トン。木くずの破碎施設は5トン以上が要許可なので4トンは許可不要、ということです。

さて、こここのところ実務的な問題が続きましたので、ちょっと箸休め。ほとんどの方は知らなくてもほとんど支障のない問題を出してみましょう。

～廃棄物処理問題～

Q、次のうち、し尿処理施設に係る汚泥の再生として認められていないものはどれか。

- (1) 発酵処理し堆肥とする方法。
- (2) 化学処理し堆肥とする方法。
- (3) 乾燥処理し堆肥とする方法。
- (4) 発酵処理し燃料とする方法。
- (5) 脱水処理し堆肥とする方法。

【解説】

「し尿処理施設に係る汚泥の再生」については、政令第3条第2号ホを受け、平成4年7月3日（直近改正平成22年3月31日）付けの厚生省告示第193号として規定されている。

平成22年の改正までは、堆肥とする方法のみが認められ、燃料とする方法は認められていなかったが、近年の技術の進展に伴い、燃料として利用する方法が加えられた。

現在のところ（5）は認められていない。

なお、浄化槽汚泥についても同様に規定されているが、下水道や産業廃棄物である汚泥の再生の方法については、このような規定は設けていない。

正解（5）

直接クリーンセンターの職員さんか委託を受けている業者さんしか、現状としては関係ない規定かも知れません。しかし、近年急速に「バイオマスの活用」が呼ばれるようになりました。一方、廃棄物の中にはややもすると不衛生な状態になってしまうものも数多くあります。特に、し尿、糞尿は「伝染病」「感染症」の原因となる物質であることから、古くから規制の対象にされてきました。この考え方は今後も変わらないと思います。だから、そういったマイナスの面を押さえて、プラスの点を引き出していくことは益々重要になってくると思います。

産業廃棄物でも問題と同じような「動物のふん尿」や動植物性残渣、有機性汚泥等バイオマス資源は数多くありますから、その活用時にはこういった「規制」「制限」についても注意する必要が出てきますね。

さて、一般廃棄物の話題になりましたので宿題も一般廃棄物から。



宿題Q

一般廃棄物の処理委託に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 一般廃棄物の処理には許可制度はないので無許可の者に委託してもよい。
- (2) 一般廃棄物の処理を委託する場合には一般廃棄物処理業の許可業者に委託しなければならない。
- (3) 事業系の一般廃棄物については、産業廃棄物処理業の許可業者に委託してよい。
- (4) 他者の一般廃棄物を無許可で処理した場合は罰則の規定があるが、事業系の一般廃棄物を無許可の者に委託しても罰則は規定されていない。
- (5) 一般廃棄物処分業の許可業者には、その業者に処分を委託するのであれば収集運搬業の許可がなくても収集運搬も委託できる。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
コラム

○土壤汚染対策法関連規制緩和・省令改正

環境省は、2022年3月24日、土壤汚染対策法施行規則及び汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令を公布しました。

改正ポイント一つは、土地の形質変更届（同法施行規則23条2第2号）に添付が求められている、土地所有者全員の同意書です。共有者が多数、相続登記が未了で連絡が困難などの事例では、同意書が取得できず、土地の有効活用弊害が指摘されていました。そこで、改正により不動産登記の登記事項証明書で足りるものとしています。もう一つの改正は、汚染土壤処理施設に関する軽微な変更の範囲です。従来、処理能力が10%未満減少する変更だけが、軽微変更届の対象であり（処理業省令第9条）、それ以外は変更許可を必要としていました。しかし、他にも環境影響が少ない設備変更は多くあります。自治体にとっても、また事業者にとっても、変更許可の手続きは負担であるため、軽微変更の範囲を増やしています。環境保全は必要ですが、事業者と行政の負担軽減のために、規制の緩和も重要です。自治体の多くは、まだ電子化が進んでいませんが、変更届、変更許可についても、対象範囲の合理化と同時に、電子申請と許可証の電子化を進めることが重要だと思います。

<https://www.env.go.jp/press/110756.html>
https://www.env.go.jp/press/post_6261/117671.pdf
https://www.env.go.jp/press/post_6261/117673.pdf

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年4月18日掲載）

○プラスチック新法の施行

2022年4月1日から、プラスチック資源循環促進法が施行されました。

これにあわせて、環境省は以下の4つの手引きを公表しています。

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（1.0版）

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画認定申請の手引き（1.0版）

○排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き（1.0版）

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る排出事業者による再資源化事業計画認定申請の手引き（1.0版）

新しい制度が定着するまでには、しばらく時間がかかりそうです。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/hourei?tab=tebiki>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年4月4日掲載）

○ケニアの医療廃棄物焼却炉

ケニアのナイロビ市立病院で、2021年日本製の焼却炉が導入されました。

発展途上国では、廃棄物処理のインフラが整備されていません。特に、感染性廃棄物の処理体制を構築することは重要です。今回の焼却炉導入は、国際連合工業開発機構（UNIDO）のサステナブル技術普及プラットフォーム（STePP）の技術実証プロジェクトで、外務省の資金協力を得たものです。設備はキンセイ産業製造、白井エコセンターがコーディネーターとして参画しています。海外プロジェクトの成功には、技術力と同時に現地の人たちといかに信頼関係を構築するかが重要です。

<http://www.unido.or.jp/files/190048300c8b0b86dcd86b13fe9d5dcb.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年4月4日掲載）

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所
CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



全国安全週間

厚生労働省は、7月1日（金）から7日（木）までを令和4年度「全国安全週間」とし、各職場での巡回やスローガンの掲示など、労働災害防止に関する取組を実施します。

令和4年度の「全国安全週間」スローガン『安全は急がず焦らず怠らず』

令和4年度全国安全週間実施要綱の趣旨＜抜粋＞は、下記となっています。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎える。

労働災害は長期的には減少してきたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況である。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人員的に余裕を持った業務体制を構築することが重要である。

産業廃棄物業の客先（取引先）である製造業や建設業が熱心に取組んでいることは、みなさんが仕事で訪問した機会に目の当たりにしたことだと思います。

しかし、産業廃棄物業ではほとんど見かけません。

労働災害や事故を発生させてしまった事業者は、この「協会だより」を見たことを契機として、取り組みを始めてください。

図表1～3の「掲示」、「社長メッセージの作成」、「行事計画の作成」を参考にしてください。

図表2 社長メッセージ《例》

全国安全週間を迎えて（社長メッセージ）《例》			
全国安全週間を迎えて、本社・▲▲工場の皆様におかれましては、それぞれの持ち場でご尽力されていることに心からお礼申し上げます。			
さて、第95回目を迎える全国安全週間は、本年も6月を準備期間として7月1日から1週間にわたりて全国的に展開されます。			
本年の全国安全週間のスローガンは、			
『安全は急がず焦らず怠らず』			
と定められました。			
重篤な労働災害は継続して発生していませんが、日常の安全点検の他に、引き続き役員参画パトロールを実施して、不安全行動や不安全状態の指摘事項に対しては、具体的で的確な作業指示・改善などによりリスクの低減を図り、労働災害ゼロ職場の実現を目指します。			
未だに新型コロナウイルス感染症が収束していないことを踏まえ、将来を見据えた持続可能な安全管理を実施していく必要があります。			
最後になりますが、それぞれの職場で働く皆様が、自分自身のためにも、大切な家族のためにも決意を新たにして、災害の絶無に努力されますよう、切にお願い申し上げまして全国安全週間にあたりご挨拶いたします。			
令和4年7月1日 株式会社〇〇〇 代表取締役 □□□			

図表1 周知のための掲示



図表3 全国安全週間行事計画《例》

令和4年度 全国安全週間 行事計画《例》			
スローガン：安全は急がず焦らず怠らず			
○全国安全週間 準備期間(6月1日～6月30日)			
実施時期	実施項目	実施内容	
全期間	熱中症予防対策	気温が28°C以上になる日は、下記を実施する。 ・給水タイムを設ける(1時間に1回) ・塩飴を摂取 ・朝礼後にスポーツドリンクを1杯摂取	
全期間	転倒災害防止対策	転倒災害の危険の意識付けを行う。 ・朝礼時(月曜のみ)に60秒の片足立ちを実施する。 ・通路の掃除を実施する(6月20日 13:00～14:00)。 ・転倒の危険個所には表示を行う。	
○全国安全週間(7月1日～7月7日)			
月 日	行事項目	担当者	行事内容
7月1日 (金)	趣旨徹底の日	社長 従業員代表	・「社長メッセージ」の伝達 ・「安全の誓い」による決意表明
7月2日 (土)	休養の日	全員	・身の回りの整理・整頓と室内的清掃を行う。
7月3日 (日)	安全の日	全員	・明日への労働に備えて英気を養う
7月4日 (月)	安全点検の日	安全衛生委員	・委員による安全パトロールを実施する。 ・保護具(ヘルメット、帽子、マスク)の点検を行う。
7月5日 (火)	指差し呼称の日	A、B、C	・朝礼時に、保護具から服装を点検する。 ・ふたり向かい合って、顔色の確認を行う。
7月6日 (水)	安全教育の日	D、E	・転倒の予防 表示や危険個所の説明(現地) 7:50～8:05
7月7日 (木)	反省の日	安全衛生推進者	・全国安全週間期間中の評価反省を行う。

[参考資料]「令和4年度全国安全週間実施要綱」(厚生労働省)

CSP労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～相談事例～

- こんな時、どうするの？ 1 紙マニフェストの印字
2 多量排出事業者処理計画



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

収集運搬業者ですが、紙マニフェストの印字について、お尋ねします。通常、排出事業者名や運搬受託者、処分受託者に係る個所など、毎回変更のない箇所について印字されている場合がありますが、交付担当者の氏名が印字されているマニフェストがあります。交付担当者まで印字して問題ありませんか。

(回答 1)

結論から申し上げれば、実態がその通りであれば問題ないと思います。毎回、交付担当者欄に記載された方から、産業廃棄物とともに交付されるのであれば、問題ないと思います。しかし、担当者の方が休暇を取得することもあるでしょうし、担当者が変わることも想定されます。担当者ごとに印字されているのであれば、問題ないと思います。廃棄物処理法は処理基準や許可の条件などについて、細かく記載されていますが、さすがにマニフェストの印字についてまで決まりはありません。

(照会 2)

当社は、年間産業廃棄物を1万トン程度排出する多量排出事業者です。梱包材の節約などごみ減量に努めていますがなかなか数字に表れておりません。そこで、段ボールなどの紙については、もっぱら物なので、マニフェストを交付せず業者と契約した古紙業者で再利用してもらっています。そこで、排出する産業廃棄物を原料にするため、古紙業者に再利用してもらっている紙について、多量排出事業者の処理計画の対象から外して問題ありませんか。

(回答 2)

多量排出事業者の制度は平成12年に追加された制度で、産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上排出する者を対象に、前年度の実績と当該年度の処理計画を6月30日までに県等に報告する制度です。確かに専ら物を処理する時には許可不要ですが、廃棄物であることには変わらず、従来から処理ルートが確立されており、再利用されることが確実なため許可不要となっているものです。廃棄物には変わりがないと思いますので対象から外することはできないと思いますが、念のため、6月30日までに報告する実績報告書、処理計画を提出するにあたり、県等に確認してください。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（5月1日現在、11件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。



I | 法人税関係

(1) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件が見直されるとともに、控除率が最大40%に引き上げられた上で、適用期限が1年延長されます。

■給与総額の増加率			
適用要件	現 行	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率1.5%以上	
	改正案	変更なし	
■控除率			
税額控除	現 行	基本	雇用者全体の給与総額の 対前年度増加額×15%
	現 行	上乗せ (賃上げ)	+10%
	改正案	上乗せ (教育訓練費)	+10% <small>(※2)</small>
■控除上限額			
	現 行	当期の法人税額×20%	
	改正案	変更なし	

※1 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

- ① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
- ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明が必要（改正案：廃止）

※2 控除率15%の上乗せ措置（賃上げ）の適用を受けない場合は、合計25%（基本15%+10%）

※3 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正案：明細書の保存）が必要

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(2) 人材確保等促進税制の抜本的見直し

大企業が給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度が見直され、継続雇用者の給与総額を一定以上増加させた企業については、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%が控除されます（※1）。

■給与総額の増加率			
適用要件	現 行	新規雇用者の給与総額：対前年度増加率2%以上	
	改正案	継続雇用者の給与総額：対前年度増加率3%以上（※2）	
■控除率			
税額控除	現 行	基本	新規雇用者の給与総額×15%
	現 行	上乗せ (賃上げ)	—
	改正案	上乗せ (教育訓練費)	+5% 教育訓練費の対前年度増加率20%以上（※3）
■控除上限額			
	現 行	当期の法人税額×20%	
	改正案	変更なし	

※1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業は給与等の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築等の方針等を、自社のウェブサイトに宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出ることが要件

※2 「継続雇用者の給与総額」とは、継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定の者）に対する支給額

※3 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正案：明細書の保存）が必要

※4 控除率10%の上乗せ措置（賃上げ）の適用を受けない場合は、合計20%（基本15%+5%）

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

～協会ニュース～

(3) 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業について、以下の要件のいずれにも該当しない場合、研究開発税制その他一定の税額控除(特定税額控除※)の規定については、適用できることとされています(大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外)。

- ① その大企業の継続雇用者の給与総額が前事業年度の継続雇用者の給与総額を超えること
- ② その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額を超えること

改正案では、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える場合のいずれにも該当する場合には、①の要件が「継続雇用者の給与総額の対前年度増加率が1%以上(令和4年度については0.5%以上)」に見直されます。

※ 特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関する租税特別措置(研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制)の税額控除

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(4) 中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年延長されます。

また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可)についても、適用期限が2年延長されます(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

適用時期

令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(5) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度が見直され、対象となる資産から貸付け(主要な事業として行われるもの)の用に供した資産が除かれます。また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の適用期限が2年延長されます。

	取得価額	償却方法
全ての企業	①少額減価償却資産 10万円未満の減価償却資産	全額損金算入 (即時償却)
	②一括償却資産 20万円未満の減価償却資産	3年間で 均等償却
中小企業者等	③中小企業者等の少額減価償却資産(※) 30万円未満の減価償却資産	全額損金算入 (即時償却)

※ 常時使用する従業員500人以下の中小企業者等(連結法人を除きます)が30万円未満の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合、減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める制度

適用時期

①、②の改正については、令和4年4月1日以後取得等をする減価償却資産から適用されます。③の改正については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等をする減価償却資産に適用されます。

(6) オープンイノベーション促進税制の見直し

スタートアップ企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制(※)が見直されます。

改正案では、対象となる一定のスタートアップ企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されます。

- ① 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあっては、設立の日以後の期間が15年未満(現行:10年未満)となります。
- ② 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から3年(現行:5年)となります。

※ 一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合、取得価額の25%を所得控除できる制度

また、特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても、3年(現行:5年)となります。

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に一定の株式を取得した場合に適用されます。

II | 所得税関係

(1) 住宅ローン控除の見直し

住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得を促進する観点から、住宅性能などに応じた上乗せ措置が講じられます。

改正案では、住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)、控除率、控除期間、所得要件、床面積要件について、以下の見直しを行った上で、適用期限が4年延長されます。

～協会ニュース～

			入居年					
			R4	R5	R6	R7		
借入限度額	新築・買取再販	認定住宅	5,000万円	4,500万円				
		ZEH 水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円				
	既存住宅	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円				
		その他の住宅	3,000万円	2,000万円				
控除率			0.7%					
控除期間	新築・買取再販		13年（※）					
	既存住宅		10年					
所得要件			2,000万円以下					
床面積要件			50m ² 以上					

※ R6・R7入居の「その他の住宅」については10年です。

注 認定住宅とは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅をいいます。ZEHとは、断熱・省エネ・創エネで、住宅の年間エネルギー消費量を正味で、おおむねゼロにする住宅をいいます。

適用時期

令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

(2) 住宅ローン控除に係る申告手続等の見直し

納税者の申告利便の向上の観点から、住宅ローン控除に係る申告手続等が見直されます。

現在、確定申告・年末調整で住宅ローン控除の適用を受けるためには、納税者は申告の際、銀行等から交付された住宅ローンに係る年末残高証明書を提出又は提示しなければなりません。

改正案では、銀行等が、年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出することになりますので、納税者は年末残高証明書の提出又は提示が不要となります。

適用時期

居住年が令和5年以後である者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告・年末調整について適用されます。

(3) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し

認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除は、個人が、国内において認定住宅の新築・購入（新築等）をし、その新築等をした認定住宅を自己の居住の用に供した場合には、その年分の所得税額から、認定基準の適合に必要な標準的なかかり増し費用の10%相当の金額を控除することができる制度です。

改正案では同制度について、適用対象住宅にZEH水準省エネ住宅を加えた上で、適用期限が2年延長されます（認定住宅の新築等の住宅ローン控除との選択適用）。

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率
令和4・5年	（現行）認定住宅	650万円	10%
	（改正案）認定住宅 ZEH 水準省エネ住宅		

適用時期

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

III | 資産税関係

(1) 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置（令和9年12月31日まで）で、特例承継計画の確認申請を令和5年3月31日までに提出しなければなりませんでした。

改正案では、新型コロナウイルス感染症の影響により承継時期を後ろ倒しにする傾向があることから、特例承継計画の提出期限が1年延長され、令和6年3月31日までとなります。

適用時期

特例承継計画の提出期限が、令和6年3月31日まで延長されます。

(2) 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が見直されます。

改正案では、非課税限度額について、それぞれ次に定める金額とされます。また、適用対象となる既存住宅の築年数要件が撤廃され、昭和57年以降に建築された住宅用家屋又は新耐震基準に適合している住宅用家屋とする等の見直しが行われた上で、受贈者の年齢要件を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げ、適用期限が2年延長されます。

	現行	改正案
耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,500万円	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	1,000万円	500万円

適用時期

令和5年12月31日まで適用期限が延長されます。
ただし、非課税限度額は令和4年1月1日以後に係る贈与税について、受贈者の年齢要件は令和4年4月1日以後に係る贈与税について、それぞれ適用されます。

IV | 消費税関係

(1) 適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し

適格請求書等保存方式に係る登録手続について、現行では、令和5年10月1日の属する課税期間においては、経過措置により、課税期間の途中でも登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができます。一方、その後の課税期間においては、課税期間の途中から登録を受けることはできません。

改正案では、免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となるようにするために、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間中においても、課税期間の途中からの登録を可能とするように見直されます。

なお、この適用を受けて課税事業者となる適格請求書発行事業者（登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除きます）は、登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間まで事業者免税点制度が適用されません。

適用時期

令和4年4月1日以後に行う登録手続について適用されます。

V | その他

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

土地に係る固定資産税について、令和4年度限りの負担調整措置として、商業地等の地価が大きく上昇（負担水準が60%未満の土地に限る）した場合、課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする措置が講じられます（ただし、負担水準20%未満の場合、課税標準額は評価額の20%となります）。
※ 負担水準とは、「前年度の課税標準額 ÷ 今年度の評価額 × 100」で算出された割合(%)をいいます。

《土地の固定資産税額＝課税標準額×税率(1.4%)》

商業地等の負担水準が20~60%未満（地価が上昇）	現行	課税標準額＝前年度課税標準額+評価額×5%
	改正案	課税標準額＝前年度課税標準額+評価額×2.5%

適用時期

令和4年度限りの負担調整措置となります。

(2) 電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度の宥恕措置の整備

申告所得税及び法人税の電子取引の取引情報（請求書、領収書、見積書など）に係る電子データの保存について、令和4年1月1日以後に行う電子取引については、書面出力による保存は廃止され、保存要件に従った電子データの保存が必要となります。

改正案では、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について、電子データを保存要件に従って保存できなかった場合、税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に出力書面の提示又は提出の求めに応じることができる場合には、その保存要件にかかわらず、電子データの保存をできるとする経過措置が講じられました。

適用時期

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に進行する電子取引の取引情報について適用されます。

(3) 財産債務調書制度の見直し

財産債務調書制度について、提出期限が緩和されるなど提出義務者の事務負担の軽減が図られるとともに、適正な課税を確保する観点から、特に高額な資産保有者についても所得基準によらずに財産債務調書の提出義務者とする措置が講じられます。

	現行	改正案
提出義務者	所得2,000万円超、かつ、その年の12月31日において総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上を有する者	現行の提出義務者に加え「総資産10億円以上」に該当する者も対象とする
提出期限	翌年3月15日	翌年6月30日
記載内容の省略	取得価額100万円未満の家庭用動産	取得価額300万円未満の家庭用動産

適用時期

令和6年1月1日以後に提出すべき調書（令和5年分以後の調書）について適用されます。

*このパンフレットは、令和3年12月24日に閣議決定された令和4年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。



※内容に関するお問い合わせは、上記の宛先までFAX等文書にてお送りください。なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、予めご了承ください。

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6
FAX 03-3357-6682
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

お金のはなし（第9回 長期投資の効果について）

【長く持つことで「結果オーライ」となったのが、過去の長期投資の効果】

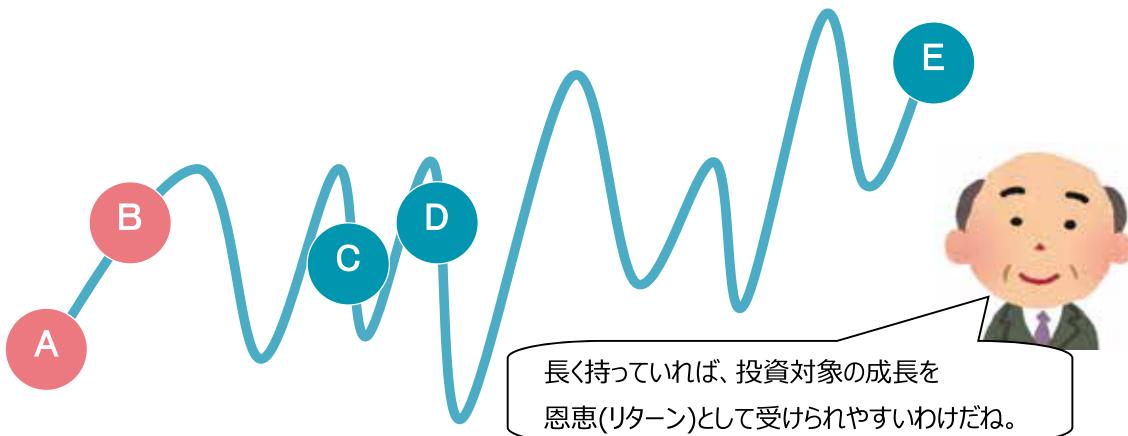
よく耳にする説明に「リスクとは『危険』という意味ではなく、『価格のブレ幅』のことです。そしてそのブレ幅は、長期投資と分散投資で減らすことができます」というものがあります。しかしあと理解しがたい表現です。

例えば今日購入した投資信託を1週間後に売るつもりの短期投資家にとっても、10年持つつもりの長期投資家にとっても、その投資信託の今日1日のブレ方は一緒です。つまりお客様が日々直面する「価格のブレ幅」としての「リスク」は、投資期間とは無関係です。

長期投資で減るのは「投資タイミングによる損失リスク」です。今日買って1週間後に売る場合、「今日の値段（購入価格）」は非常に重要で、1週間後はマイナスになっているかもしれません。しかしそのまま1年後まで放っておけばプラスかもしれませんし、10年後ならもっとプラスかもしれません。拍子抜けするかもしれませんが、実はこれが長期投資の効果なのです。

●Bの時点で買った人は…

- Aの時点に比べて購入タイミングとしては最適ではなかった。
- Cの時点まで保有していても運用成果はマイナス。Dの時点だと損ではないが、Aの時点で買っていた場合に比べれば「成功」とは言えない。
- しかしEの時点までの長期保有ができれば、購入タイミングの良し悪しなど気にならないほど十分な利益が出ている。



短期の運用期間だと致命傷となる投資タイミングの「選択ミス」が、長く保有することで「結果オーライ」になりやすい。なぜなら長期投資だと右肩上がりになると期待されるのが投資信託だから——長期投資の効果とは実はこれだけのことであり、同時に非常に重要な「投資の本質」と言えます。

【分散投資ではどんな効果が得られるのか？】

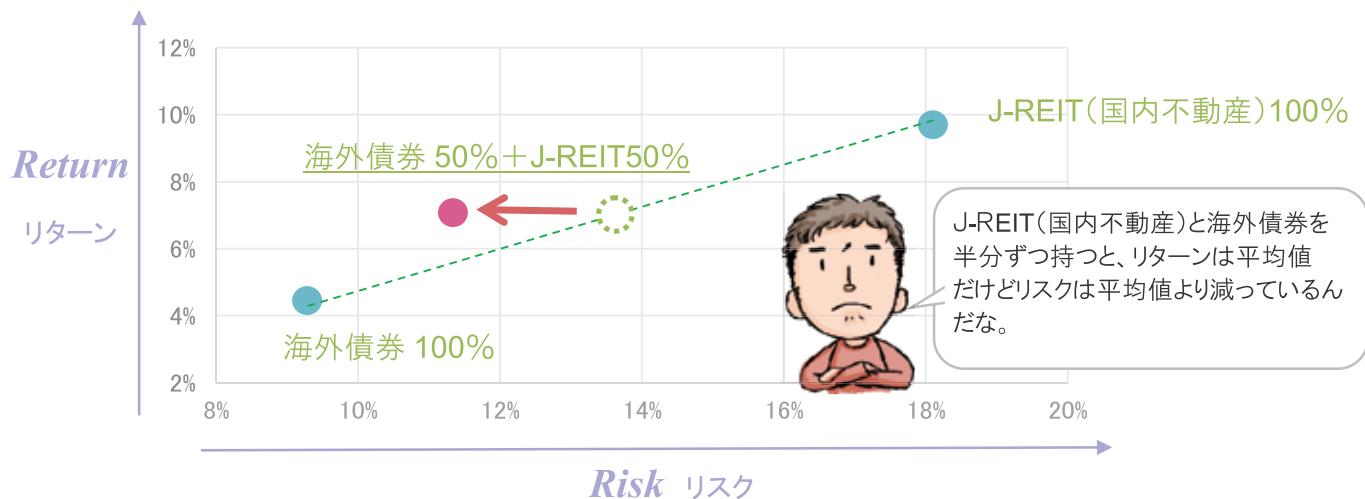
1つの投資信託の中の「組入銘柄間」においても、バランス型ファンドにおける株式と債券などの「資産間」においても、あるいは複数の「投資信託商品間」においても、それぞれの値動きが全く同じでない限り、「価格のブレ幅」としてのリスクは、それらの平均値よりも減ります。これがいわゆる分散効果です。

しかし、「リターンも分散」されてしまうため、何が何でも分散すれば良いというものではなく、**目的に応じた適度な分散**という観点も大切です。例えば確定拠出年金で選ぶ投資信託

～お金のはなし（足利銀行）～

として、日々のブレ幅の小ささを重視してたくさんの投資信託に分散投資したとしても、確定拠出年金の真のリスクは、「日々の価格のブレ」よりも「退職時に十分なお金が出来ていないこと」かもしれません。そう考えた場合、正解は「分散投資」ではなく「成長性が見込まれるファンド1本への投資」となり得なのです。

- リターンは平均になるが、リスクは平均より小さくなる（ただし値動きがまったく同じでない限り）



2003年3月末～2020年12月末
リターンは年率換算し、リスクは月次リターンの標準偏差を年率換算しています。

配分比率は月次でリバランスしたものと仮定し計算しています。

●海外債券：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし）

●J-REIT：東証 REIT 指数（配当込）

※海外債券は米ドルベースの指標を日興アセットが円換算 ※信頼できると判断したデータをもとに足利銀行が作成

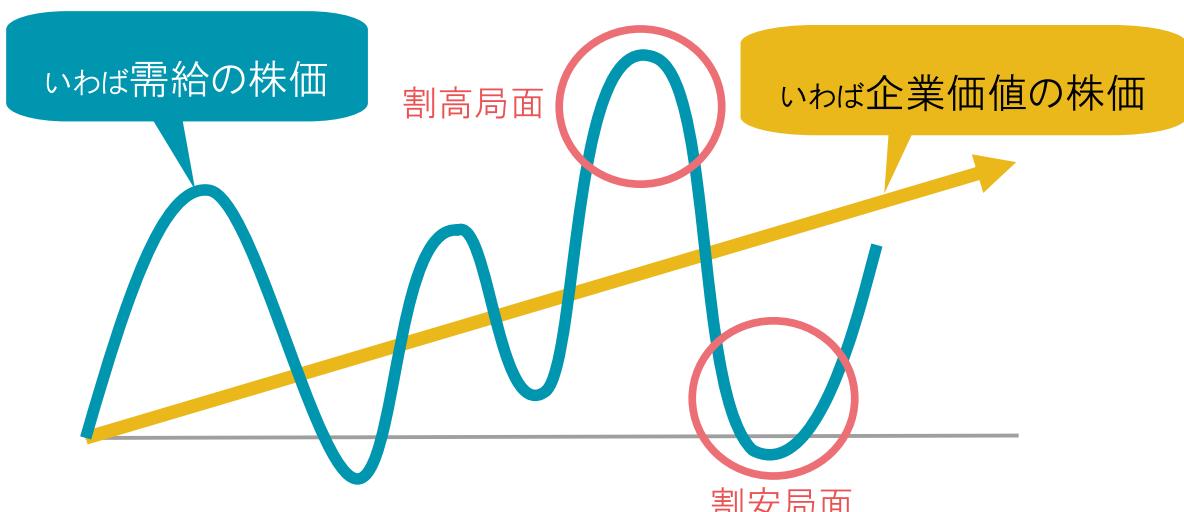
※データは過去のものであり、将来を約束するものではありません。

【「株式」は実は簡単な投資対象】

知識と経験が必要そうなイメージの株式投資ですが、それは個別の株式を短期で売買する人の話。投資信託を使って将来のための資産運用をする場合の株式は、実は一番簡単かもしれません。なぜなら、ひとことで言えば、「短期の株価は『需要と供給』で決まるが、長期の株価は『企業の価値（利益）』で決まる」からです。

下図のように株価には現実の株価（需給メインで動く株価）と、目に見えない「企業価値の株価」の2つがあると考えてみましょう。そして両者には常にギャップが生じます。なぜなら現実の株価は、企業の業績とは無関係に、政治家の発言などで毎日勝手に動くからです。

- 長期の株価は企業価値（利益）で決まる



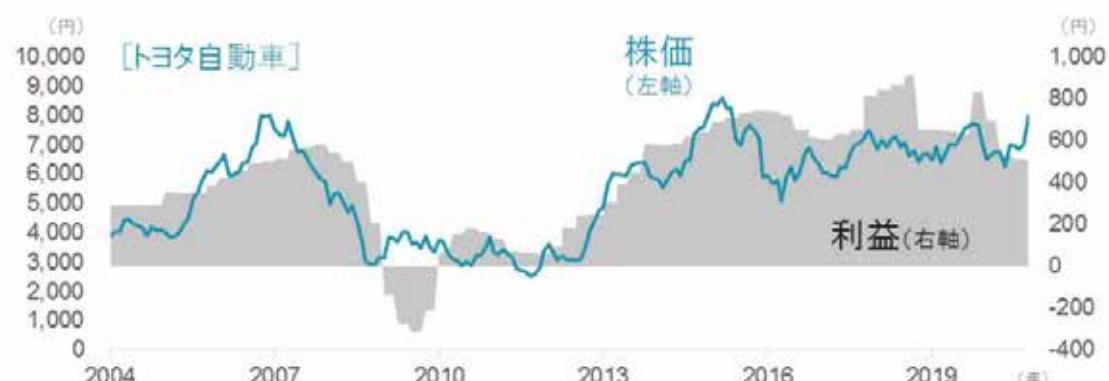
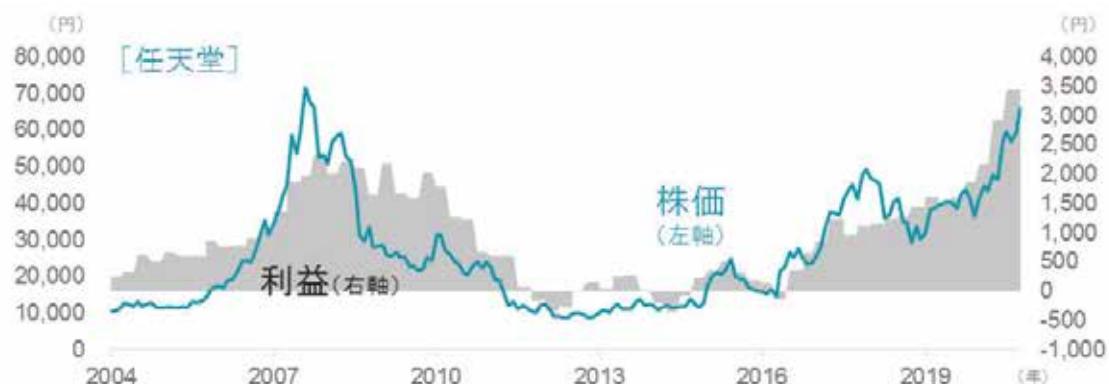
～お金のはなし（足利銀行）～

しかし図が示す通り、長期的には両者はリンクして動き、企業価値が高まる限り株価も上がっていいくシンプルさがあると考えられます。

企業価値とは曖昧な言葉ですが、多くの場合その企業の「利益」に集約されるとして良いでしょう。つまり「長期の株価は、その企業が利益を上げられるかどうかで決まる」ということです。

実際の株価を調べてみても、その理解で概ね間違っているなさそうです。株価と利益は面白いほどにリンクしています。株式は、日々の価格が上がったり下がったりして近寄りづらい投資対象に見えますが、**利益を着実に上げられる企業を選び、長期保有を前提に投資することができるなら、株式が実は一番簡単な投資対象と言えるのではないか**でしょうか。

●株価と利益の関係の一例



期間：2004年3月末～2020年12月末

※代表的な日本企業を例示したものです。

※上記銘柄について、売買を推奨するものでも、将来の価格の上昇または下落を示唆するものでもありません。また、当社ファンドにおける保有・非保有および将来の銘柄の組入れまたは売却を示唆・保証するものでもありません。

※信頼できると判断したデータをもとに足利銀行が作成

※データは過去のものであり、将来を約束するものではありません。

次回は、投資信託のファンドを選ぶ前段として、「債券と金利と為替について」と「REIT（不動産投資）はある意味株式と同じ」についてご案内予定です。

～お金のはなし（足利銀行）～

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧説資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



< 広 告 >

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」



あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続きしたい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客様の“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

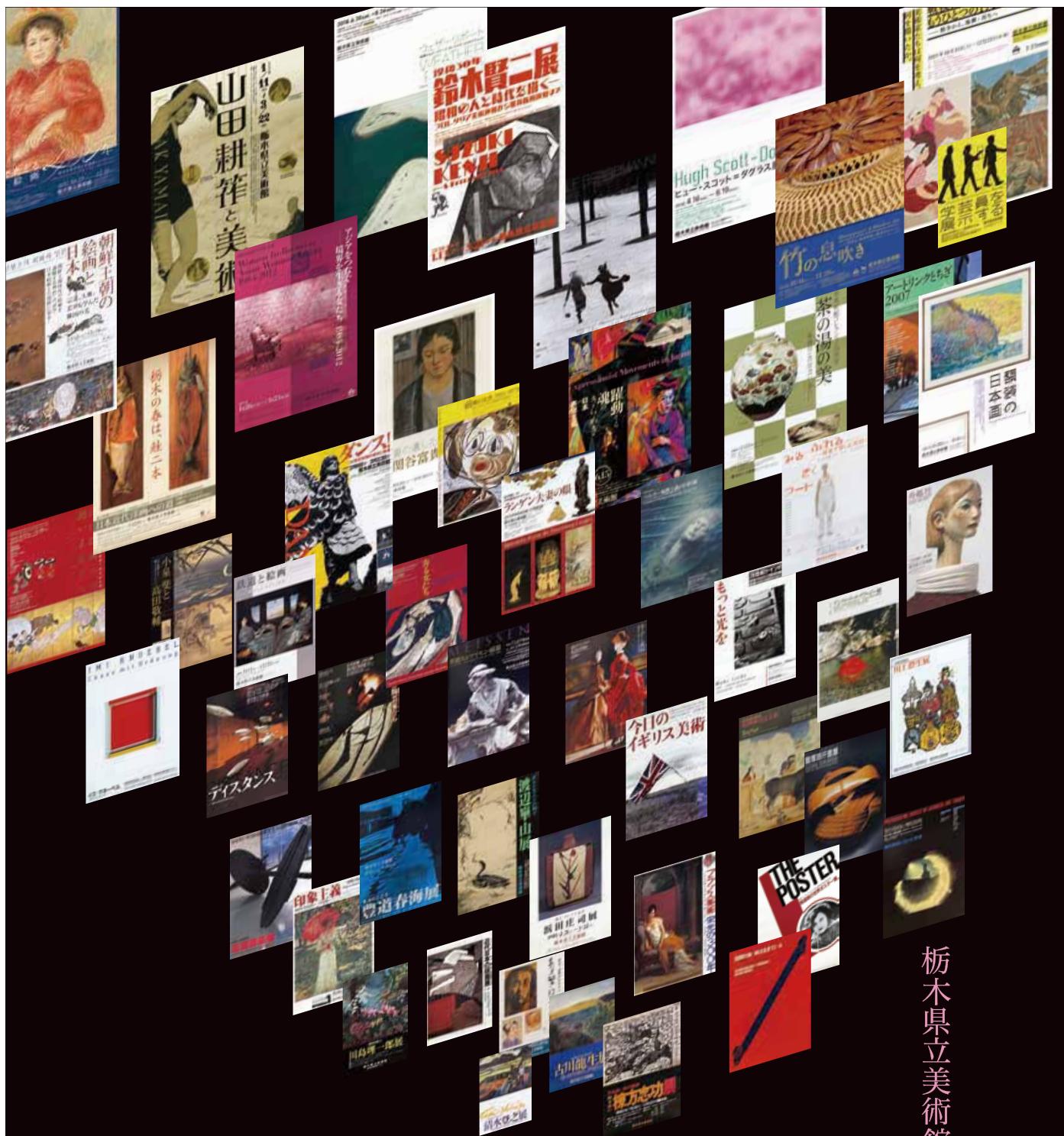
詳しい内容は、**あしぎんマネーデザインの
ホームページにアクセス**

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン

検索





栃木県立美術館

50
年のキセキ

題名のない展覧会

50th Anniversary Collection of Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

2022.4.16[土] - 6.26[日]

開館時間 午前9時30分ー午後5時（入館は午後4時30分まで）

休館日 月曜日

観覧料 一般 800(700)円／大高生 500(400)円／中学生以下無料

()内は20名以上の団体料金

無料日 6月11日(土)、12日(日)、15日(水・県民の日)

主催 栃木県立美術館 後援 朝日新聞宇都宮総局、NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、下野新聞社、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7
TEL:028-621-3566
<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

栃木県立美術館

栃木県立
美術館
50
年のキセキ

題名のない展覧会

50th Anniversary Collection of Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

新緑の季節と深い恋心を詠った詩が、美しい色彩で刻まれた川上澄生の代表作。本作に感動した棟方志功が版画家を志したエピソードは有名です。



1



2

当館の基金購入作品第1号！初公開時には「お宝」を見ようと来館者数が一気に3倍に!!



3

当館の設立にも貢献した濱田庄司。美術館草創期にご寄贈いただいた作品は今もコレクションの「顔」です。



今でも登るのがたいへんな富士山に、江戸時代登りながら絵を描くなんて信じられます？山頂のリアルな描写は必見！



4



5

熊にまたがりご機嫌な金太郎、モデルは放菴のお孫さん。戦時中に描かれた本作には平和への願いが込められています。



9



10



6



7



8

美術館ができる前から立っていたすきかけの木。建物正面のハーフミラーガラスに映り込む姿は、知る人ぞ知る隠れた名画。

永遠に続くかのような美しい水面の映像…2羽のカモが現れたらラッキー☆



11

光に溶け込むような描写はまさにターナー晩年の到達点。出身地イギリスやフランスの美術館からも借用のオファーが！



12



13

現在の竹工芸の人間国宝は2人だけ。勝城蒼鳳と藤沼昇、実は2人とも栃木県出身・在住です！

【交通案内】

○電車・バス

- ・JR東京駅から東北新幹線にて約50分
- ・JR宇都宮駅（西口6番・7番バス乗場）、東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」で約15分、「桜通十文字」バス停下車 徒歩5分
- 自家用車
- ・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分
- ・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分

【栃木県立美術館】

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566

<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

1972(昭和47)年に開館した栃木県立美術館は2022(令和4)年、開館50周年を迎えます。その間に収集した作品は約9,000点、開催した企画展は240本にのぼります。今回の展覧会は特定のジャンルや時代、作家に注目したものではなく、当館50年のキセキを過去の企画展や選りすぐりの作品を通してたどる「題名のない展覧会」。当館の活動をご支援いただき、あたたかく見守ってくださった皆様への感謝の気持ちを込めて、企画展示室、常設展示室の全てを使って展示します。あわせて歴代の展覧会ポスターも一挙公開！作品の制作秘話や学芸員だけが知っている裏話を織り交ぜながら、コレクションの魅力をひも解きます。50年にわたり培ってきた伝統を活かし、皆様とともに、栃木県立美術館は新たな扉を開きます。

[関連イベント]

A. 担当学芸員による

ギャラリートーク *事前申込み不要

日時：4月16日(土) 午後3時30分～
5月15日(日)、6月5日(日)

各回とも午後2時～(1時間程度)

会場：企画展示室・常設展示室
(当日の企画展観覧券が必要)

B. もう一度見たい！

県美コレクション総選挙

会場で配布している投票用紙にお気に入りの作品を最大3点まで記入し、投票箱に入れてください。QRコードからもご応募できます。その投票結果を今秋のコレクション展Ⅲ「みんなの『推し』コレクション！」に反映させます。皆様の投票お待ちしております！

投票期間：

2022年4月16日(土)
～8月31日(水)



*投票いただいた内容は館内に掲示するほか、当館SNSおよび広報物などでご紹介させていただく場合があります。

*新型コロナウイルス感染症拡大予防のため予定を変更する場合があります。詳細についてはお問合せください。



コレクション展 I
全館展示 題名のない展覧会(第5章)
4月16日(土)～6月26日(日)

- 1 川上澄生 《初夏の風》 1926年
- 2 濱田庄司 《柿赤絵扁壺》 1971年
- 3 クロード・モネ 《サン=タドレの海岸》 1864年
- 4 小泉斐 《萬葉全図巻》(部分) 1801-1805年頃
- 5 渡辺豊重 《鬼 その1》 2009年
- 6 柳宗理 《スタッキングチェア》(外観) (撮影:村井修)
- 7 「すすきかけの木」
- 8 「小杉放菴」(金太郎遊行) 1944年
- 9 「風景・タンパクをもつ女」 1840-50年頃
- 10 J.M.W.ターナー 《風景・タングリーンをもつ女》 1840-50年頃
- 11 田中功起 《By Chance(2 Ducks)》 2003年
- 12 栗澤齊 《肖像 IV アルチュール・ランボー》 1982年
- 13 勝城蒼鳳 《千筋捻摺漆花瓶「達」》 2002年
- 14 全て栃木県立美術館蔵。※会期中に一部展示替えがあります。

会員へのメール配信サービス始めました！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

ー組織強化の推進についてー

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところですが、5月1日現在、正会員195社・賛助会員22社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

ー編集後記ー

コロナウイルスの新規感染者数は横ばいですが、やっと外出自粛のないGWを迎えることができました。知床半島の観光船の事故を受け、つくばケーブルカーでは入念な総点検を実施し、観光客を受け入れているそうです。知床の事故は、利益確保を優先し、いくつかの要因が重なり大事故になってしまったようで、事故の責任は重大です。

お気づきの方もいらっしゃると思いますが、今年度から、当協会で労働安全衛生に関する研修会の講師をお願いしているCSP労働安全コンサルタントの二階堂久氏に安全衛生に関するワンポイントアドバイスや法改正の情報に関する記事の掲載をお願いしております。二階堂先生のワンポイントアドバイスを参考に、会員の皆様も当協会も、健康第一、無事故無違反、労働災害ゼロを目指したいと思います。

ー事務局だよりー

☆ 4月7日（金）

公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会事務責任者会議がWeb会議において開催され、湯澤常務理事と中指事務局次長が出席しました。

☆ 4月12日（火）

令和3年度協会事業執行状況及び会計監査が栃木県立美術館普及分館において行われ、茂垣・手塚両監事から監査を受けました。

☆ 4月22日（金）

公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会会長会議がWeb会議において開催され、菊池会長と湯澤常務理事が出席しました。

☆ 4月25日（月）

令和3年度産業廃棄物適正処理推進事業費補助金について、栃木県立美術館普及分館において栃木県の担当所管から監査を受けました。